

国における緊急事態宣言延長に伴う

県教育委員会の対応（令和2年5月5日現在）

- 1 県立学校については、4月6日からの臨時休業の期間を5月31日までとする。
- 2 市町村立学校についても、同様の措置を執るよう各市町村教育委員会に要請する。

上記のほか、臨時休業中の児童・生徒に対する学習保障への十分な対応、保護者等からの相談に応じる窓口の引き続きの設置、特別支援学校における特段の事情により自宅で過ごすことができない幼児・児童・生徒の居場所の対応など、県立学校長及び市町村教育委員会教育長に別紙のとおり通知する。

別紙1 国における緊急事態宣言延長に伴う県立学校における臨時休業等について（通知）

別紙2 国における緊急事態宣言延長に伴う市町村立学校における臨時休業等について（通知）

別紙3 県立学校に通う児童・生徒の保護者への県教育委員会からのメッセージ